第1章　はじめに　案

1　計画策定の趣旨

がんは、昭和56年（1981年）以降、我が国の死因の第１位となっており、令和４年（2022年）には38万5,797人と、約４人に1人ががんで亡くなっています。
また、生涯のうちに約２人に１人ががんにり患すると推計されています。

本市においては、昭和52年（1977年）に、それまで死因の第１位であった脳血管疾患※1から、がんが第１位となって現在に至り、令和４年（2022年）には、がんによる死亡者が1,326人で死因全体の24.6%を占め、第２位の心疾患の15.1%を大きく上回っており、依然として市民の生命と健康にとって重要な問題となっています。

このような現状を踏まえ、国は平成19年（2007年）４月に「がん対策基本法」を施行し、さらに同年６月には、がん対策の計画的な推進を図るため「がん対策推進基本計画を策定しました。この計画は第１期から改定を重ね、令和５年３月には「第４期がん対策推進基本計画」が策定されました。この計画において、国は全体目標を「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」とし、その下に「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」という３本の柱を掲げ、総合的ながん対策を進めています。

神奈川県では、国の基本計画の内容等を踏まえ、令和６年３月に「神奈川県がん対策推進計画」を改訂しました。来る令和６（2024）年度～令和11（2029）年度の６年間に取り組む３つの柱を「がんの未病改善」「患者目線に立ったがん医療の提供」「それぞれの立場で進めるがんとの共生」とし、さらなるがん対策を推進しています。

本市では、平成30年（2018年）に議員立法により「横須賀市がん克服条例」が制定され、その目的達成のため、令和元年（2019年）３月に「横須賀市がん対策推進計画」を策定しました。この計画期間が令和６年度に終了することに伴い、国の基本計画や県の推進計画を踏まえつつ、がん予防、がんの早期発見、がん患者の支援など具体的な施策をさらに推進するため「第２期横須賀市がん対策推進計画」を策定します。

※1　昭和 47 年（1972 年）は、がんが死因の第１位です。

2　計画の位置づけ

本計画は、「横須賀市がん克服条例」（平成31年４月施行）第６条に定める条例の目的を達成するために、取り組む課題を明らかにし、目標などを定めたものです。

また、令和２年度（2020年度）３月に策定した「横須賀市がん対策推進計画」を見直し、新たに策定するものです。

横須賀市がん対策克服条例抜粋

（がん対策推進計画の策定）
第6条　市は、この条例の目的を達成するため、具体的な、がん予防、早期発見、がん医療の強化及び研究、情報収集、緩和ケア及び在宅医療の充実並びに全般的なガん患者等の支援等の施策として、横須賀市がん対策推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。
2　市は、前項の計画に関し、６年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3　計画期間

本計画は、令和７年度（2025年度）から、令和12年度（2030年度）までの６年間を計画期間とします。令和12年度（2030年度）に本計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を検討することとします。

計画期間

区分	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度）	令和14年度（2032年度）
がん対策推進基本計画	令和５年度（2023 年度）～					次期計画			
神奈川県がん対策推進計画	令和６年度（2024 年度）～						次期計画		
横須賀市がん対策推進計画	策定	評価						次期計画	

4　各計画との関係
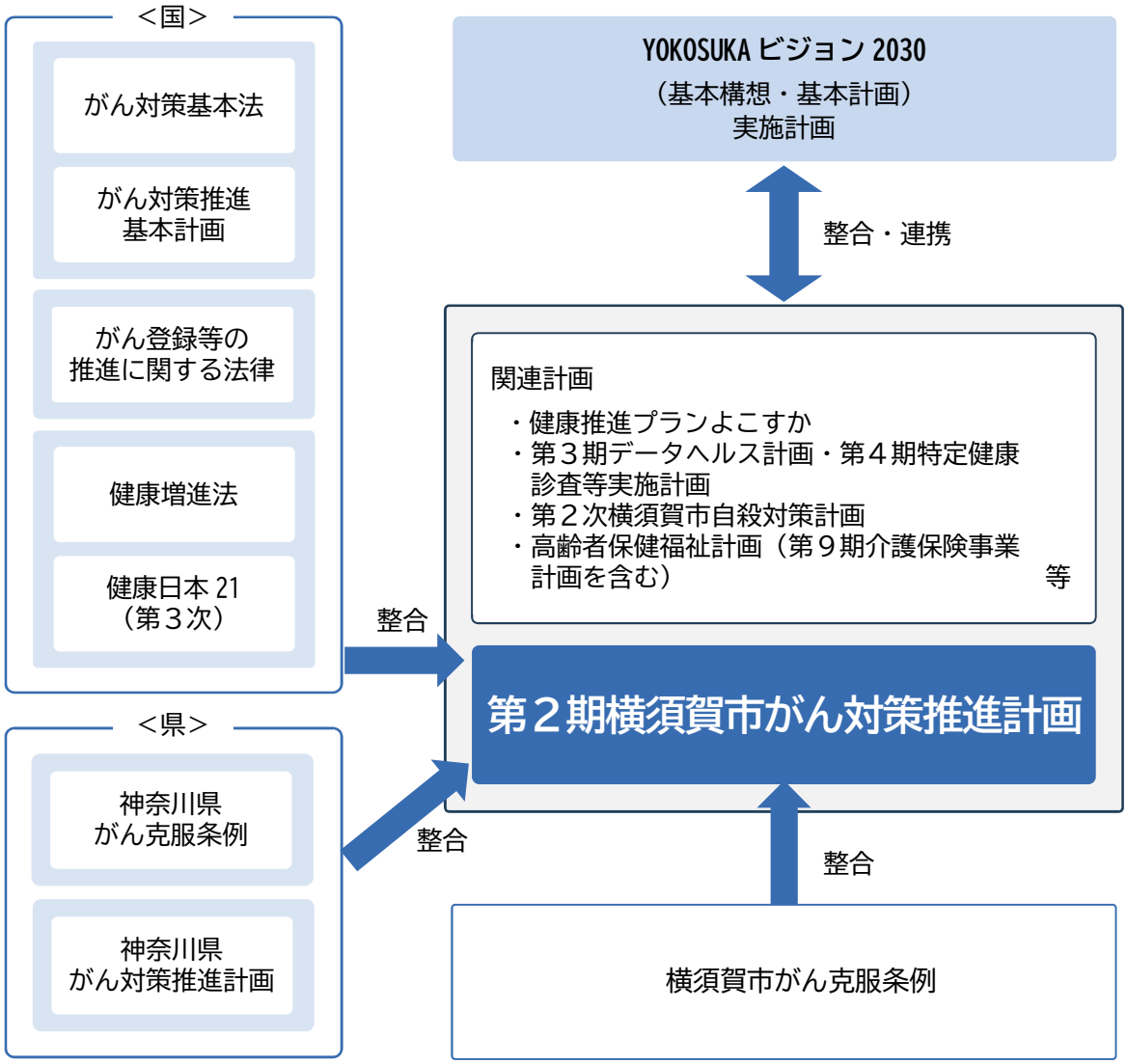
本計画は、国の「第４期がん対策推進基本計画」と県の「神奈川県がん対策推進計画」の方向性を踏まえながら、本市の「YOKOSUKAビジョン2030」を上位計画とし、関連計画である「健康推進プランよこすか」「第３期データヘルス計画・第４期特定健康診査等実施計画」「第２次横須賀市自殺対策計画」等と整合を図って策定しています。